

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(厚生労働省・経済産業省)が改正され、令和5年5月8日から適用されることとなりました。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更され、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」が示され、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、政府は個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととされています。

また、今後は一般に保健所から新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛を求められることはなくなります。

他方で、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体については、引き続き、接触感染、搬送時等の体液等の漏出に伴う感染に注意する必要があります。

これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じることは継続する、基本的な感染対策については個人や事業者の判断に委ねることを基本とする等の観点で、ガイドラインが改正され、令和5年5月8日から適用されることとなりました。